

国際基準、Scope3は救済策つきで開示対象に

◆ISSBの気候関連開示国際基準でScope3開示は救済措置設定、2023年に最終案

2022年12月15日、IFRS（国際財務報告基準）財団傘下の国際サステナビリティ基準審議会（ISSB）は、**検討中の気候関連情報開示の国際基準**に関し、Scope3の温暖化ガス排出量（バリューチェーンからの排出）を開示対象にするにあたり、ガイダンスと救済策（最低1年間の実施免除など）を導入すると**発表**した。

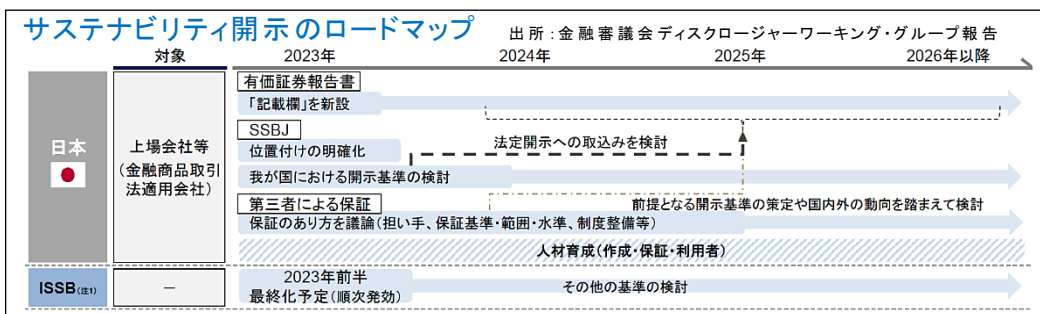
ISSBは、22年3月にサステナビリティ開示の全般的な要求事項と気候変動関連開示基準の草案を公表していた。Scope3をScope1・2と同様に開示対象としている点が議論になっていたが、結局ISSBは各方面からの意見を踏まえ、Scope3情報が企業の脱炭素移行のリスクを把握する上で不可欠と判断する一方、企業の労力やコストを考慮し、救済措置を設けることとした。推定値を使った開示の枠組みも定める。開示基準は23年6月までに最終化される予定だ。気候変動に続き、生物多様性、人的資本、人権などの開示基準も今後の検討テーマ候補とされている。

◆日本では今後開示基準や法定開示のあり方などの検討が進む

日本では金融庁が22年12月27日、四半期開示とサステナビリティ開示に関して、金融審議会「**ディスクロージャーワーキング・グループ**」（WG）**報告を公表**した。

サステナ開示については、22年6月の同WGの報告で有価証券報告書での記載欄の新設などが提言され、既の実現に向け動きつつある。今回の報告では、今後策定される開示基準の法令上の位置づけや、監査法人などによる開示内容の第三者保証といった課題について言及し、ロードマップを示している。まだ不透明な点も多いが、

今後、ISSBの最終案を踏まえながら、サステ



ナビリティ基準委員会（SSBJ）などで日本の基準や法定開示の取り扱いなどが検討され、24年以降、順次実施されると思われる。動向を注視したい。【本間克治】